

MARUSAN-NET 取扱規定 新旧対照表

下線部分変更

変更前	変更後
第2条（本サービスの利用） 1 次の各号の全てに該当する場合に、お客様と当社との間の本システムのご利用に関する契約（以下、「本契約」といいます）は成立し、お客様は、本規定に基づいて本サービスをご利用になることができます。 (1) (省略) (2) お客様が当社所定の申込書に<u>必要事項を記入し署名・捺印（お届出印）のうえお申込になり、かつ、本人確認終了後、当社が承諾し</u>所定の手続きが完了した場合。 (3) ～ (4) (省略) 2 ～ 3 (省略) 4 閲覧専用コースを選択されたお客様は、本サービスを利用した注文<u>（第2章に定める取引注文および第4章に定める信用取引の取扱い）</u>を行うことは出来ず、本情報サービスのみご利用することができます。 5 20歳未満のお客様およびご家族代理運用サービスをご利用のお客様は、照会コースのみ<u>選択いただくことが可能です</u>。照会コースを選択されたお客様は、本サービスを利用した注文<u>（第2章に定める取引注文および第4章に定める信用取引の取扱い）</u>を行うことは出来ず、本情報サービスのみご利用することができます。また、電子交付サービス取扱規定第3条に定める書面を紙媒体に代えて電磁的方法により交付するサービス（電子交付サービス）を利用することはできません。 第3条（IDおよびパスワードの発行） 1 ～ 2 (省略) 3 <u>本サービスでの取引は、当社があらかじめ通知したIDおよびパスワードとお客様の入力されたIDおよびパスワード等が一致した場合のみご利用することができます。</u> 4 ～ 6 (省略) 第4条（法令諸規則の遵守） 本サービスのご利用にあたっては、金融商品取引法、日本証券業協会および金融商品取引所等の諸規則ならびに総合口座取引約款等を遵守	第2条（本サービスの利用） 1 次の各号の全てに該当する場合に、お客様と当社との間の本システムのご利用に関する契約（以下、「本契約」といいます）は成立し、お客様は、本規定に基づいて本サービスをご利用になることができます。 (1) (現行どおり) (2) お客様が当社所定の申込書により<u>申し込み</u>、当社が承諾し所定の手続きが完了した場合。 (3) ～ (4) (現行どおり) 2 ～ 3 (現行どおり) 4 閲覧専用コースを選択されたお客様は、本サービスを利用した注文を行うことは出来ず、本情報サービスのみご利用することができます。 5 20歳未満のお客様およびご家族代理運用サービスをご利用のお客様は、照会コースのみ<u>ご利用可能です</u>。照会コースを選択されたお客様は、本サービスを利用した注文を行うことは出来ず、本情報サービスのみご利用することができます。また、電子交付サービス取扱規定第3条に定める書面を紙媒体に代えて電磁的方法により交付するサービス（電子交付サービス）を利用することはできません。 第3条（IDおよびパスワードの発行） 1 ～ 2 (現行どおり) (削除) 3 ～ 5 (現行どおり) 第4条（法令諸規則の遵守） 本サービスのご利用にあたっては、金融商品取引法、<u>その他の関係法令</u>、日本証券業協会および金融商品取引所等の諸規則<u>（以下法令諸規</u>

変更前	変更後
するものとします。 第 11 条 （注文の有効期限） お客様が本サービスを利用して行う取引注文の有効期限は、当社が注文を受け付けた時以降、法令、諸規則および商品の約款等に従い、最初に取引が可能となる日（以下「<u>執行日</u>」といいます）1 日限りとします。（当社が注文を受け付けた当日に取引が可能であればその当日限りとなります。）ただし、当社の注文画面でのお客様の選択により、有効期限を執行日を含む 7 営業日の範囲内で指定できるものとします。 第 13 条 （注文の取消、変更） 1 お客様が本サービスを利用して委託された取引注文は、未約定の注文に限り本サービスを利用して<u>取消</u>が行えるものとします。ただし、当社が定める時間内に限るものとします。 2 お客様が本サービスを利用して委託された売買注文の<u>変更</u>を行う場合は、<u>変更</u>しようとする売買注文をいったん取消を行った後、新たに<u>変更後の新注文</u>を入力してください。<u>但し</u>、当社が指定する画面における訂正機能によっては、その限りではありません。 3 本サービスを利用して行われた売買注文の<u>変更、取消</u>は、お取引の本支店でもお受けいたします。 第 14 条 （注文の執行） 1 （省略） 2 当社は、取引注文が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、予めお客様に通知することなく、当該注文を執行いたしません。なお、取引注文を執行しないことにより生じるお客様の損害については、当社はその責を負わないものとします。 (1) （省略） (2) <u>お客様の口座に立替金がある場合。</u> (3) （省略） (4) <u>お客様の取引状況が差金決済となる場合。</u> (5) ～ (8) （省略） 3 （省略） 第 16 条 （電話による注文等） 1 お客様は、回線障害等により MARUSAN－	<u>則という）</u>ならびに総合口座取引約款等を遵守するものとします。 第 11 条 （注文の有効期限） お客様が本サービスを利用して行う取引注文の有効期限は、当社が注文を受け付けた時以降、法令、諸規則および商品の約款等に従い、<u>期限の指定をしない場合は最初に</u>取引が可能となる日（以下「<u>執行日</u>」といいます）1 日限りとします。（当社が注文を受け付けた当日に取引が可能であればその当日限りとなります。）ただし、当社の注文画面でのお客様の選択により、有効期限を執行日を含む 7 営業日の範囲内で指定できるものとします。 第 13 条 （注文の取消、訂正） 1 お客様が本サービスを利用して委託された取引注文の<u>取消</u>は、未約定の注文に限り本サービスを利用して行えるものとします。ただし、当社が定める時間内に限るものとします。 2 お客様が本サービスを利用して委託された売買注文の<u>訂正</u>を行う場合は、<u>訂正</u>しようとする売買注文をいったん取消を行った後、新たに<u>訂正後の新注文</u>を入力してください。<u>または</u>、当社が指定する画面における訂正機能にて<u>訂正して下さい</u>。 3 本サービスを利用して行われた売買注文の<u>取消、訂正</u>は、お取引の本支店でもお受けいたします。 第 14 条 （注文の執行） 1 （現行どおり） 2 当社は、取引注文が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、予めお客様に通知することなく、当該注文を執行いたしません。なお、<u>本条に従い</u>、取引注文を執行しないことにより生じるお客様の損害については、当社はその責を負わないものとします。 (1) （現行どおり） (削除) (2) （現行どおり） (削除) (3) ～ (6) （現行どおり） 3 （現行どおり） 第 16 条 （電話による注文等） 1 お客様は、回線障害等により MARUSAN－

変更前	変更後
NET が利用困難となった場合、第 12 条、第 13 条、第 15 条にかかわらず、お取引の本支店に電話による注文、注文の取消、<u>変更</u>、照会（以下「注文等」といいます）を行うことができます。 2 （省略） 第 19 条 （有料情報） 当社は、本サービスにおいて、有料にて特定の情報（以下、「有料情報」といいます。）を提供することがあります。この場合における有料情報のご利用についての規定は<u>別に定めるものと</u>し、本規定は適用しないものとします。 第 20 条 （禁止事項） 1 お客様は、本情報サービスの情報をお客様ご自身の証券投資のためにのみ利用するものとし、以下の行為をできないものとします。 (1) 本情報サービスの情報を営業に利用すること。 (2) 本情報サービスの情報を第三者に提供<u>又は漏洩</u>すること。 (3) 本情報サービスの情報を第三者と共同して利用すること。 (4) 本情報サービスの情報を独自に加工すること。 (5) 本情報サービスの情報を複写又は加工したものを第三者に譲渡又は使用させること。 (6) ～ (7) （省略） 2 ～ 3 （省略） 第 4 章 信用取引の取扱い 第 21 条 （信用取引の利用） 1 信用取引口座の開設をする場合は、当社の本支店において信用取引口座を開設するための条件を満たすこと。 2 <u>MARUSAN－NET</u> 口座を開設していること。 3 「信用取引口座設定約諾書」その他当社が必要と定める書類を差入れていただけること。	NET が利用困難となった場合、第 12 条、第 13 条、第 15 条にかかわらず、お取引の本支店に電話による注文、注文の取消、<u>訂正</u>、照会（以下「注文等」といいます）を行うことができます。 2 （現行どおり） 第 19 条 （有料情報） 当社は、本サービスにおいて、有料にて特定の情報（以下、「有料情報」といいます。）を提供することがあります。この場合における有料情報のご利用についての規定は<u>別に定めるものと</u>します。 第 20 条 （禁止事項） 1 お客様は、本情報サービスの情報をお客様ご自身の証券投資のためにのみ利用するものとし、以下の行為をできないものとします。 (1) 本情報サービスの情報（<u>複写又は独自に加工したものを含む</u>）を営業に利用すること。 (2) 本情報サービスの情報を第三者に提供<u>し、使用させる</u>こと。 （削除） （削除） （削除） (3) ～ (4) （現行どおり） 2 ～ 3 （現行どおり） 第 4 章 <u>MARUSAN-NET</u>での信用取引の取扱い 第 21 条 （信用取引の利用） <u>信用取引口座の開設は、以下の条件を満たすものとします。</u> 1 信用取引口座の開設は、当社の信用取引口座を開設するための条件を満たし、当社の承認を得た場合のみできるものとします。また、信用取引口座の開設ができない場合の理由は開示しないものとします。 （削除） 2 「信用取引口座設定約諾書」、<u>「包括担保同意書」</u>その他当社が必要と定める書類を差入れて

変更前	変更後
4 (省略) 5 取引残高報告書の回答書ならびに担保同意書をご提出いただけること。 第22条 (信用取引口座の可否) 1 信用取引口座の開設の可否は当社が判定するものとします。 2 信用取引口座の開設ができない場合の理由は開示しないものとします。 第23条 (取引の種類) お客様が MARUSAN-NET を利用して信用取引注文を行える商品および取引の種類は、当社が定めるものとします。 第24条 (新規建て可能額) (省略) 第25条 (委託保証金の額・委託保証金率) 1 <u>MARUSAN-NET</u> で信用取引を行う場合の委託保証金は当社が定めることとします。 2 <u>MARUSAN-NET</u> での信用取引の委託保証金率は当社が定めるものとします。 3 ~ 4 (省略) 第26条 (委託保証金維持率・追加保証金) 1 <u>MARUSAN-NET</u> での信用取引の委託保証金維持率は当社が定めるものとします。 2 委託保証金が当社の定める委託保証金維持率を下回った場合、お客様は翌々営業日の正午までに当社の定める<u>委託保証金維持率に復するまで追加保証金を差入れるものとします。</u> 3 <u>MARUSAN-NET</u> の委託保証金維持率、追加保証金必要額の計算方法は、当社が定める計算方法とします。 4 前項 2. において所定の日時までに追加保証金の差入れがない場合、当社はお客様に通知することなく、随時お客様の計算において、建玉およびお預りしている有価証券を任意に処分し、それを債務の弁済に充当できるものとします。 5 (省略) 第27条 (信用期日) 1 お客様は、<u>MARUSAN-NET</u> での信用建玉	いただけること。 3 (現行どおり) 4 取引残高報告書の回答書をご提出いただけること。<u>但し、取引残高報告書が電子交付される場合は、交付後、速やかに閲覧いただけること。</u> (削除) 第22条 (取引の種類) お客様が MARUSAN-NET を利用して信用取引注文を行える商品、<u>取引の種類および銘柄</u>は、当社が定めるものとします。 第23条 (新規建て可能額) (現行どおり) 第24条 (委託保証金の額・委託保証金率) 1 信用取引を行う場合の委託保証金は当社が定めることとします。<u>なお、MARUSAN-NET で信用取引を行う場合の委託保証金は、前もって差し入れていただく前受け制とします。</u> 2 信用取引の委託保証金率は当社が定めるものとします。 3 ~ 4 (現行どおり) 第25条 (委託保証金維持率・追加保証金) 1 信用取引の委託保証金維持率は当社が定めるものとします。 2 委託保証金が当社の定める委託保証金維持率を下回った場合、お客様は翌々営業日の正午までに当社の定める<u>計算に基づく追加保証金を差入れるものとします。</u> 3 委託保証金維持率、追加保証金必要額の計算方法は、当社が定める計算方法とします。 4 前項 2. に定める<u>所定の日時までに追加保証金の差入れがない場合、または建玉の返済が無い場合、</u>当社はお客様に通知することなく、随時お客様の計算において、建玉およびお預りしている有価証券を任意に処分し、それを債務の弁済に充当できるものとします。 5 (現行どおり) 第26条 (信用期日) 1 お客様は、信用建玉は法令諸規則で定める所

変更前	変更後
は法令諸規則で定める所定の日までに必ず<u>決済</u>を行うものとします。 2 前項 1. にかかわらず、お客様が <u>MARUSAN－NET</u> で定める<u>所定の日</u>の<u>正午</u>までに決済を行わなかった場合は、当社はお客様に連絡することなくお客様の計算において信用建玉を任意に<u>決済</u>できるものとします。 3 前項 2. の結果債務が発生した場合、当社はお客様のために占有する金銭および有価証券をもってその損害に充当し、なお不足があるときは、その不足額の支払をお客様に対し請求することができるものとします。 第 28 条（取引残高報告書の回答書並びに担保同意書） 1 <u>取引残高報告書に添付されている「回答書」</u>については、署名・捺印（お届印）のうえ、速やかに返送するものとします。 2 お客様が委託保証金として有価証券をもって代用する場合、「担保同意書」を差入れるものとします。 3 前項 1. 2. の書類を受入れできない場合は、当社は <u>MARUSAN－NET</u> の利用を制限することができるものとします。 4 前項 3. の利用制限を起因とする場合の損害については、当社は一切その責を負わないものとします。 第 29 条（信用取引に係る諸経費） （省略） 第 30 条（信用取引金利） （省略） 第 31 条（信用取引利用の禁止・解除） （新設） 1 （省略） 2 前項 1. に該当した場合、お客様は期限の利益を喪失いたします。 3 前項 2. に該当した場合、<u>第 26 条第 2 項</u>および	定の日までに必ず<u>反対売買</u>もしくは<u>現引・現渡</u>を行うものとします。 2 前項 1. にかかわらず、お客様が所定の日までに決済を行わなかった場合は、当社はお客様に連絡することなくお客様の計算において信用建玉を任意に<u>反対売買</u>できるものとします。 3 前項 2. の結果債務が発生した場合、当社は<u>お客様に連絡することなくお客様の計算においてお客様の</u>ために占有する金銭および有価証券をもってその損害に充当し、なお不足があるときは、その不足額の支払をお客様に対し請求することができるものとします。 （削除） 第 27 条（信用取引に係る諸経費） （現行どおり） 第 28 条（信用取引金利） （現行どおり） 第 29 条（信用取引利用の制限・禁止・解除） 1 <u>取引残高報告書に添付されている「回答書」</u>を受入れできない場合、または電子交付された<u>取引残高報告書</u>を速やかに閲覧されない場合は、当社は信用取引の利用を制限することができるものとし、その利用制限を起因とする場合の損害については、当社は一切その責を負わないものとします。 2 （現行どおり） 3 前項 2. に該当した場合、お客様は期限の利益を喪失いたします。 4 前項 3. に該当した場合、<u>第 25 条第 2 項、第</u>

変更前	変更後
<u>び第4項の規定を準用します。</u> 第32条（免責事項） （省略） 第33条（契約の解約） 当社は次に掲げるいずれかに該当する場合には、本契約を解約します。 1 ～ 2 （省略） <u>3 お客様が本口座にかかる届出事項等について虚偽の届出を行ったことが判明したとき</u> 4 お客様が金融商品取引法等法令諸規則、総合取引約款および本規定等のいずれかの事項に違反したとき <u>5 お預り残高がないまま当社が定める一定期間を経過したとき</u> 6 （省略） <u>7 お客様が口座開設時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</u> <u>8 お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申出たとき</u> <u>9 お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出たとき</u> 10 （省略） 11 お客様が海外に出張、転居により非居住者となったとき（ただし、当社所定の手続きをされた場合を除く。） 12 （省略） 第34条（利用料、情報料） （省略） 第35条（サービス内容の変更） （省略） 第36条（サービスの一部または全部停止） （省略） 第37条（届出事項の変更） （省略） 第38条（準拠法・合意管轄） （省略） 第39条（他の規定、約款の適用） この規定に定める事項の他については、総合取引約款、保護預り約款、振替有価証券管理約款、外国証券取引口座約款、特定口座に係る上	<u>4項および第5項の規定を準用します。</u> 第30条（免責事項） （現行どおり） 第31条（契約の解約） 当社は次に掲げるいずれかに該当する場合には、本契約を解約します。 1 ～ 2 （現行どおり） （削除） <u>3</u> お客様が金融商品取引法等法令諸規則、総合取引約款および本規定等のいずれかの事項に違反したとき （削除） <u>4</u> （現行どおり） （削除） （削除） （削除） <u>5</u> （現行どおり） <u>6</u> お客様が海外に長期出張、転居により非居住者となったとき（ただし、当社所定の手続きをされた場合を除く。） <u>7</u> （現行どおり） 第32条（利用料、情報料） （現行どおり） 第33条（サービス内容の変更） （現行どおり） 第34条（サービスの一部または全部停止） （現行どおり） 第35条（届出事項の変更） （現行どおり） 第36条（準拠法・合意管轄） （現行どおり） 第37条（他の規定、約款の適用） この規定に定める事項の他については、総合取引約款、保護預り約款、振替有価証券管理約款、外国証券取引口座約款、特定口座に係る上

変更前	変更後
場株式等保管委託および上場株式等信用取引約款、特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款及び各取扱商品ごとに定められた約款等により取扱います。 第 40 条 （規定の変更） （省略）	場株式等保管委託および上場株式等信用取引約款、特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款、<u>信用取引口座設定約諾書</u>及び各取扱商品ごとに定められた<u>規定</u>、約款等により取扱います。 第 38 条 （規定の変更） （現行どおり） （2018 年 10 月 15 日改正）